

議院運営委員会(2017年1月19日)

参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成28年度 予定経費要求に関する件調査

- ・職員人事に対する新事務総長の姿勢
- ・予算定員と実員の乖離状況について新事務総長の見解

○事務総長(郷原悟君)

まず、平成29年度予定経費要求について御説明申し上げます。お手元の資料一枚目及び二枚目を御覧ください。

本院の要求額は442億1,000万円余でございまして、前年度と比べ7億6,200万円余の減額となっております。その理由は主に通常選挙の実施に伴い必要となる経費が減額となることによるものでございます。

要求事項のうち、国会の権能行使に必要な経費は、議員歳費、議員秘書手当等の議員・秘書関係経費のほか、議員会館の



維持管理運営費等でございまして、要求額は229億8,700万円余でございます。

参議院の運営に必要な経費は、職員人件費、事務費等でございまして、要求額は154億5,900万円余でございます。参議院施設整備に必要な経費の要求額は14億8,900万円余でございます。

民間資金等を活用した参議院施設整備に必要な経費は、議員会館の不動産購入費でございまして、要求額は42億6,800万円余でございます。国会予備金に必要な経費の要求額は500万円でございます。

次に、お手元の資料三枚目及び四枚目を御覧ください。

国立国会図書館の要求額は222億1,300百万円余でございまして、前年度と比べ26億5,600万円余の増額となっております。これは主に関西館第二期第一段階施設整備に必要となる経費の増額によるものでございます。要求事項のうち、国立国会図書館の運営に必要な経費は、人件費等でございまして、要求額は95億5,700万円余でございます。

国立国会図書館業務に必要な経費は、国会サービス経費及び情報システム経費等でございまして、要求額は74億3,300万円余でございます。

科学技術関係資料の収集整備に必要な経費の要求額は10億9,300万円余でございます。

国立国会図書館施設整備に必要な経費の要求額は41億2,900万円余でございます。

次に、お手元の資料五枚目及び六枚目を御覧ください。

裁判官弾劾裁判所の要求額は1億1,200万円余、裁判官訴追委員会の要求額は1億2,900万円余でございまして、これらは裁判官の弾劾裁判及び罷免の訴追に必要な経費であり、その主なものは人件費及び事務費でございます。

最後に、平成28年度予定経費補正要求(第3号)について御説明申し上げます。お手元の資料七枚目から十枚目を御覧ください。本院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の補正要求は、いずれも不用により既定予算の一部を修正減少しようとするものでございます。

本院につきましては5億1,300万円余、国立国会図書館につきましては9,600万円余、裁判官弾劾裁判所につきましては400万円余、裁判官訴追委員会につきましては300万円余をそれぞれ減額することいたしております。以上でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

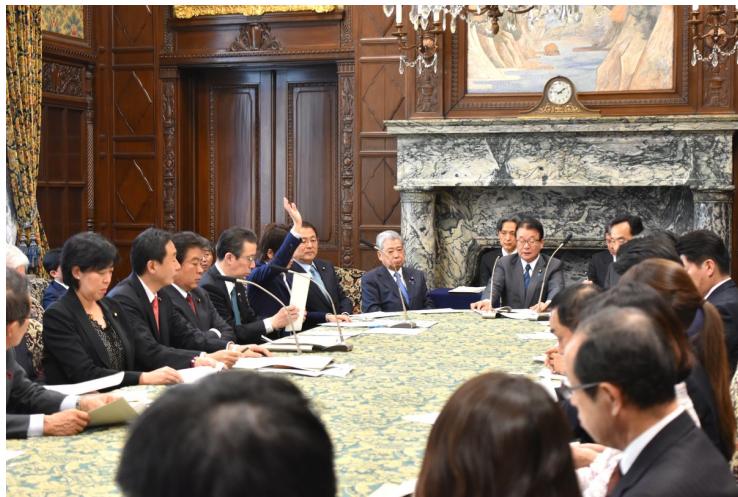
○委員長(山本順三君)

本件につきましては、本日の庶務関係小委員会、図書館運営小委員会及び理事会において審議してまいりました。本件につき質疑のある方は御発言願います。

○吉川沙織君

民進党の吉川沙織でございます。

この場では二問だけ質問を事務総長に対してさせていただきます。



平成26年から我が会派が指摘し続けております職員間の繁忙度の差の解消に関しては、職員全体、つまり管理職、一般職員の意向を全体的に把握した上で適切な人員配置を行う必要があると考えます。

事務総長は参議院事務局のトップとして事務局全体を見た上で配置等を行っているかとの昨年の質問に対し、当時の事務総長は、「今まで足りなかつた側面についても十分

に目配りしてまいりたい」と答弁されましたが、この点につきまして新事務総長の御見解をお伺いいたします。

○事務総長(郷原悟君)

お答えいたします。

事務局では、例年3月頃、非管理職を対象として意向調査を行い、本人の希望を把握した上で配置換えを行っております。



昨年 1 月の本委員会における吉川理事からの御指摘も踏まえ、時期を限らず、様々な機会を捉えて、職員の希望、状況等の把握に努めております。

全職員の希望に沿った配置換えを行うことは難しいことでございますけれども、今後も引き続き事務局全体に十分に目配りをしてまいる所存でございます。

○吉川沙織君

引き続き、事務総長にお伺いいたします。



参議院事務局は、定員規程により定員は定められていますが、部局ごとの定員に対する規程はございませんし、その縛りもありません。先ほどの庶務関係小委員会でも指摘をさせていただきましたが、予算定員とそこに配置されている実員に若干なりとも乖離状態があり、それが事務局部門と調査部門で大きくバランスを欠いている状態、これが現状であると承知しております。これを是正することが職員間の繁忙度の差の解消にも一定程度寄与することに

なるものと考えますが、このバランスを欠いている現状に対しまして新事務総長の見解を伺います。

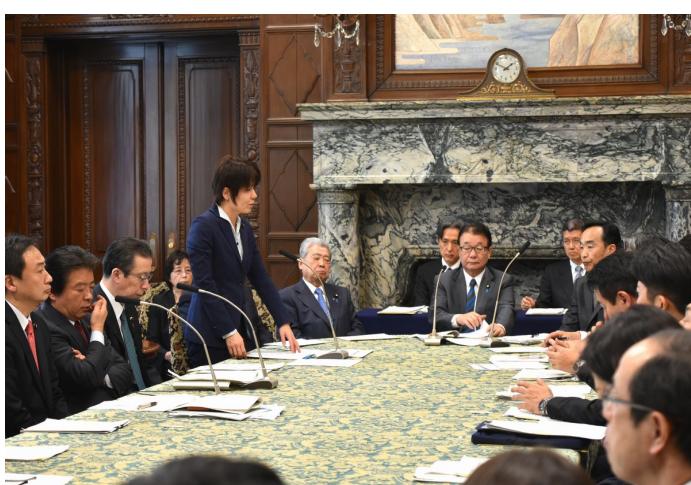
○事務総長(郷原悟君)

本院といしましては、政府の定員削減計画に協力してきております。これによりまして、基本的に庶務・管理部門を中心に削減してきた中で、国会事務局には多様な職種がございます、それらの職員を直ちに調査室に異動させることは難しい面もございます。

しかしながら、立法補佐機能の根幹を成す調査室において定員との乖離は決して望ましいものではございませんので、引き続き、新規採用等を通じまして必要な人員をしっかりと確保し、乖離の解消に努めてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君

今、二問、新しい事務総長にお伺いをして、それぞれ答弁をいただきました。昨年と同じ質問でございます。



予算定員と実員の乖離状態、そして公務部門全体の人事政策につきましては、どのような立場になろうとも、今後も引き続き注視してまいりたいと思いますので、新しい事務総長での取組、期待をしておりますので、是非お願いたします。終わります。

○委員長(山本順三君)

他に御発言もないようですから、本件に対する質疑を終了いたします。

次に、本件につき御意見のある方は御発言願います。

○吉川沙織君

民進党の吉川沙織です。

我が会派は、平成 29 年度参議院予算案に反対の立場から意見表明を行います。

参議院事務局は、平成 26 年 4 月 8 日、「今後の事務局体制の整備について」をお示しになり、また、昨年 1 月 21 日の当議院運営委員会において、当時の事務総長から、職員の繁忙度の差の解消、定員と実員の乖離の解消の二点について努力する旨の答弁がありました。

しかしながら、参議院事務局内における人員配置、予算配分、業務改善について、現段階においていまだ十分な改善が図られたとの評価ができないことから、一昨年、昨年に引き続き反対せざるを得ません。野党第一会派として、参議院の予算案に反対せざるを得ないのは、立法府に身を置く議会人の一人として断腸の思いです。



参議院事務局の場合、全体の予算定員は参議院事務局職員定員規程で定められている一方、部局ごとの実際の定員については縛りがないのが現状です。

この予算定員と実員の差の乖離については、平均的に乖離しているわけではなく、部局ごとの乖離が非常に大きいと承知しております。例えば、事務局部門に比し、立法・調査機能の充実の

ため増員されているように見えながらも、実態上、十分な人員配置がなされていない調査部門は、予算定員よりも少ないということです。

昨年の意見表明において、部局ごとの予算定員と実員の乖離を改善することで全体的な改善につながるのではないかとの提案をいたしました。我が会派が以前から指摘してきた職員間の繁忙度の差の改善にもつながると考えたからです。しかしながら、昨年の取組を通じて人員配置、予算配分、業務改善について十分な改善が図られたとは言い難く、改善に向けた努力、講ぜられた措置が不十分であると評価せざるを得ません。

我々参議院議員に一番身近であり、議員を補佐する公務部門である参議院事務局は、国民的要請を踏まえて、その必要性、価値が認められた制度として法律などにより設けられた各組織があります。運営面から本会議、委員会をサポートする会議運営部門、内容面からサポートする調査部門、参議院の活動を多角的にサポートする総務部門があり、どれも皆、立法府である参議院を支えるために重要な組織です。



参議院事務局採用パンフレットには、参議院事務局に採用された職員は、原則として、会議運営部門、調査部門、総務部門の三部門を経験した後、各自の能力、適性、意欲に応じ各部門で実力を発揮することになると明記されています。三部門をバランスよく経験できるよう配置転換を行うためにも、どの部門のどの部課室で経験を積んでも参議院職員としての基礎的な知識を

習得できる体制を整える必要があると考えます。

もちろん、完全に同種同一の業務を行っていない組織を客観的指標として信頼度に欠ける数値で繁忙度を測ることはできませんが、どのような視点から見ても余りに余りに大きな格差が存在するならば、それは組織、職員のためにならないと考えます。現在はその差が余りにも大きいという認識です。

また、予算定員と実員の乖離は、職員の配置転換の際にも問題を引き起こす可能性があります。

参議院事務局における職員の配置について、管理職を除く職員に対しては三月に定期異動に向けた意向調査を行い、人事当局が上司を通さずに個々の職員の希望を直接把握していると昨年の庶務関係小委員会において事務局から答弁がありました。

組織である以上、それが企業であれ公務部門であれ、希望が全てかなわるのは当然のこととはいえ、予算定員と実員の乖離状況のために、希望どおりの異動が一定数できなくなっていることが皆無であると果して断言できるでしょうか。

これまでの間、こうした問題について再三指摘申し上げてきたにもかかわらず、現在もなおそれが改善されおらず、職員間の繁忙度には差が生じているものと考えます。

その解消に当たっては、参議院事務局、特に国会役員でもある事務総長は、予算定員と実員の差を埋めるとともに、人員配置を行うに当たっては、管理職、一般職員の区別なく、参議院職員全体に目配りをした上でこれを行い、その上で適切な配置を行うべきであると考えます。

立法府たる参議院と参議院を支える全ての職員の将来のためにこれらを申し上げ、一刻も早いこれらの問題の改善を期待し、意見表明いたします。